

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和12年12月31日まで)

秋本少安第319号
令和2年4月21日

各所属長 殿

秋田県警察本部長

秋田県警察スクールサポーター運用要綱の一部改正について（例規）

秋田県警察スクールサポーターの運用については、「秋田県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（例規）」（平成19年3月15日付け秋本少第44号、生企第121号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、この度、所要の整備を行い、別添「秋田県警察スクールサポーター運用要綱」のとおり運用することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、旧例規は、本例規の施行に伴い廃止する。

別添

秋田県警察スクールサポーター運用要綱

第1 目的

この要綱は、「秋田県警察一般職非常勤職員任用等取扱要綱の制定について（例規）」（令和2年3月31日付け秋本務第232号）に定めるもののほか、秋田県警察スクールサポーターの業務に従事する者（以下「スクールサポーター」という。）の運用を適正かつ効果的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 スクールサポーターの任務

スクールサポーターは、警察本部長が指定した警察署の生活安全課において勤務するものとし、自らの知識、経験を生かし、学校や地域における非行防止及び子どもの安全確保等を図ることを任務とする。

第3 スクールサポーターの任用

スクールサポーターは、少年警察活動について知識及び経験を有すると認められる者であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者のうちから任用するものとする。

- 1 人格及び行動について社会的信望を有すること。
- 2 職務の遂行に必要な熱意を有すること。
- 3 健康で活動力があること。

第4 スクールサポーターの活動

スクールサポーターは、次に掲げる活動を行うものとし、具体的な活動は別表のとおりとする。

- 1 少年の非行防止及び立ち直り支援
- 2 学校等における児童等の安全確保対策
- 3 非行及び犯罪被害の防止教育等への支援
- 4 地域安全情報等の把握及び提供
- 5 その他少年の健全育成上必要と認められる事項

第5 活動上の留意事項

スクールサポーターは、その活動を行うに当たって、次の事項に留意するものとする。

- 1 教職員、スクールガード、スクールガード・リーダー及び防犯ボランティア団体等と連携した活動に配慮すること。
- 2 通学路等における声かけ事案や非行事案の発生実態等を的確に把握し、保護者・地域住民の要望を踏まえた適切な活動に努めること。
- 3 非行及び犯罪被害の防止教育等の機会を活用して、積極的な情報発信に努めること。
- 4 警察署の生活安全係、少年係及び所管区勤務員と緊密な連携を図ること。

第6 身分証明書の携帯及び提示

スクールサポーターは、その活動を行うに当たっては、その身分を示す証明書（様式第1号）を携帯し、相手から身分の表示を求められたときは、これを提示するものとする。

第7 指導教養

警察本部長は、スクールサポーターを任用したときは、当該スクールサポーターに対し、その職務に関し必要な知識及び技術について指導教養を行うものとする。

第8 指揮監督

警察署長は、スクールサポーターに対して適切な指揮監督を行うものとする。

第9 車両の使用

スクールサポーターが公務上車両を使用する場合は、「秋田県警察職員による自動車等の運転に関する訓令」（平成18年秋田県警察本部訓令第5号）及び「私有車両の公務使用取扱要綱の一部改正について(例規)」（平成18年3月29日付け秋本務第233号、監第45号、会第176号）の規定によるものとする。

第10 報告

1 スクールサポーターは、警察署長に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 勤務終了後、当日の活動内容等をスクールサポーター勤務日誌（様式第2号）に記載し、速やかに報告すること。
- (2) 各月の活動結果をスクールサポーター活動月報（様式第3号）に記載し、翌月5日までに報告すること。
- (3) 特異な事例等については、その都度報告すること。

2 警察署長は、翌月5日までにスクールサポーター活動月報を少年女性安全課長に報告するものとする。

別表（第4関係）

スクールサポーターの具体的な活動

<p>少年の非行防止及び立ち直り支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等の訪問活動による非行防止に関する情報提供及び非行事案、いじめ、校内暴力事案等に対する指導・助言 ○ 教職員、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動 ○ 学校周辺において少年のたまり場となりやすい店舗等に対する管理者対策、有害図書等の撤去等の有害環境浄化活動
<p>学校等における児童等の安全確保対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者の侵入防止に配慮した学校施設や対応要領等の点検 ○ 教職員、スクールガード、スクールガード・リーダー及び防犯ボランティア団体等と連携した学校内及び通学路等における合同パトロール ○ 学校又は地域が行う通学路等の地域安全マップの作成に対する支援
<p>非行及び犯罪被害の防止教育等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等において行う非行及び犯罪被害の防止教室並びに薬物乱用防止教室に対する指導及び支援 ○ 学校への不審者侵入時の防犯訓練に対する指導及び助言
<p>地域安全情報等の把握及び提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察と学校、PTA、防犯ボランティア、地域住民等が地域安全情報を共有するためのネットワークの構築に対する支援 ○ 学校周辺における不審者情報等の把握並びに学校及び地域住民等に対する情報の提供 ○ 非行等問題行動に関する情報の把握及び学校警察連絡協議会等に対する情報の提供
<p>その他少年の健全育成上必要と認められる事項</p>	<p>上記の活動に関連した少年相談、被害少年等の支援及び関係機関・団体等との連携による活動等</p>

様式第1号（第6関係）

（表）

6 cm	第 号	スクールサポーター証	
	<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="width: 2.5cm;"></td><td style="width: 3cm;"></td></tr></table> (顔写真)		
9 cm		（裏）	

- 1 職務に従事するときは、本証を携帯しなければならない。
- 2 本証は、その目的以外に使用してはならない。
- 3 本証を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出ること。
- 5 スクールサポーターの資格を喪失したときは、本証を遅滞なく返納すること。
- 6 本証に警察本部長印のないものは無効とする。

様式第2号 (第10関係)

スクールサポーター活動日誌

氏名 _____

年 月 日 (曜日)	
時 間	活 動 予 定

年 月 日 (曜日)	
時 間	活 動 結 果

スクールサポーター活動報告（ 月分）

氏名

1 少年の非行防止及び立直り支援

	幼稚園等	小学校	中学校	高校	その他
非行等問題行動指導	回	回	回	回	回
立直り支援	回	回	回	回	回
たまり場、有害環境対策					回
その他の活動					回

2 学校等における児童等の安全確保対策

	幼稚園等	小学校	中学校	高校	その他
校外パトロール	回	回	回	回	回
学校内安全点検	回	回	回	回	回
その他の活動					回

3 非行・犯罪被害防止教育の支援

	幼稚園等	小学校	中学校	高校	その他
非行防止教室	回	回	回	回	回
薬物乱用防止教室	回	回	回	回	回
犯罪被害防止教室	回	回	回	回	回
不審者対応防犯訓練	回	回	回	回	回
児童虐待事案連絡等	回	回	回	回	回
その他の活動					回

4 地域安全情報等の把握及び提供

	幼稚園等	小学校	中学校	高校	その他
会議出席	回	回	回	回	回
情報発信	回	回	回	回	回
その他の活動					回

5 その他少年の健全育成上必要と思われる事項

	幼稚園等	小学校	中学校	高校	その他
被害少年等の支援	回	回	回	回	回
関係機関・団体等との連携					回
その他の活動					回

6 相談活動

	総 数	小 学 校			中 学 校			高校その他		
		少年	教職員	保護者等	少年	教職員	保護者等	少年	教職員	保護者等
非行問題										
学校問題										
家庭問題										
交友問題										
健康問題										
犯罪被害										
そ の 他										

7 その他の活動（特異な事例・感謝事例等）

区 分	摘 要